

## 埼玉県流域下水道事業会計補助金交付要綱

(趣旨)

- 第1条 埼玉県は、地方公営企業法（昭和27年8月1日、法律第292号）第17条の3の規定により、埼玉県流域下水道事業に対し、経営の健全化を促進し、経営基盤を強化するため、予算の範囲内において補助金を交付する。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象経費等)

- 第2条 補助金の交付対象となる経費及び補助率は、次のとおりとする。
- (1) 流域下水道の建設改良費から当該建設改良に係る国庫補助金、流域関係市町からの建設費負担金、及び建設改良費に充てるための下水道事業債の起債額を控除した額。  
ただし、(4)に規定する額を除く。
  - (2) 建設改良費又は企業債償還金に充てるための下水道事業債に係る資本費（支払利息及び減価償却費等）から流域関係市町等が負担する資本費を控除した額。  
ただし、資本費平準化債及び借換債の起債額を除く。
  - (3) 高度処理（不老川水質環境保全対策事業含む）に要する資本費及び維持管理費の2分の1に相当する額。
  - (4) 次に掲げる児童手当の給付に要する経費の合計額
    - ア 3歳に満たない児童に係る給付に要する経費（ウに掲げる経費を除く）の15分の8
    - イ 3歳以上中学校修了前の児童に係る給付に要する経費（ウに掲げる経費を除く）
    - ウ 児童手当法附則第2条に規定する給付に要する経費
  - (5) 公衆浴場（物価統制令等の規定に基づき入浴料金が定められているもの）からの排水量の30%に係る維持管理負担金に相当する額
  - (6) 知事の権限に属する事務の補助に要する額（人件費含む）

(補助金額の確定)

- 第3条 補助金の金額は、事業年度末までに確定する。

(申請書の様式等)

- 第4条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号によるものとし、その申請は、原則として毎事業年度3月27日までに行うものとする。

(交付決定通知書の様式)

第5条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(報告書の様式)

第6条 規則第13条の報告書の様式は、様式第3号のとおりとする。

(補助金の支払い)

第7条 埼玉県流域下水道事業会計への補助金の交付は、第3条の額の確定がなされるまでは、流域下水道事業会計の資金収支状況に応じて支出する。

附 則

この要綱は、平成23年3月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月1日から施行する。

様式第1号

埼玉県流域下水道事業会計補助金交付申請書

第〇〇〇号

〇〇年〇〇月〇〇日

埼玉県知事 〇〇 〇〇 様

埼玉県下水道事業管理者 〇〇 〇〇

下記により、〇〇年度埼玉県流域下水道事業会計補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 申請額及び内訳

2 補助金の使途

様式第2号

埼玉県流域下水道事業会計補助金交付決定通知書

第〇〇〇号

〇〇年〇〇月〇〇日

埼玉県下水道事業管理者 〇〇 〇〇 様

埼玉県知事 〇〇 〇〇

〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇〇号で申請のあった埼玉県流域下水道事業会計補助金については、補助金等の交付手続等に関する規則により、下記のとおり交付する。

記

1 交付金額

2 交付年月日

3 交付条件

様式第3号

埼玉県流域下水道事業会計年度終了実績報告書

第〇〇〇号

〇〇年〇〇月〇〇日

埼玉県知事 〇〇 〇〇 様

埼玉県下水道事業管理者 〇〇 〇〇

〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇〇号で補助金の交付決定の通知を受けた埼玉県流域下水道事業の〇〇年度における実績について、補助金等の交付手続等に関する規則第13条の規定により、関係書類を添え、下記のとおり報告します。

記

1 交付金額及び内訳

2 補助金の使途